

定額減税に関するお知らせ

～個人市民税・県民税～

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年度分の個人市民税・県民税について定額減税（特別税額控除）を実施します。

●定額減税の対象者

令和6年度分の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入額2,000万円以下）で所得割が課税される方

次に該当する方は定額減税の対象外となります。

- 市民税・県民税・森林環境税が非課税の方
- 市民税・県民税均等割、森林環境税のみの課税の方

●定額減税額（定額減税可能額）

次の1から3までを合計した定額減税可能額が減税されます。

ただし、定額減税可能額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。

- 1 納税義務者(本人): 1万円
- 2 控除対象配偶者(注1)(国外居住者を除く): 1万円
- 3 扶養親族(注2)(国外居住者を除く): 1人につき1万円

(注1) 控除対象配偶者: 同一生計配偶者(本人と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方)のうち、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者

(注2) 扶養親族: 本人と生計を一にする親族(配偶者、事業専従者を除く)で、前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度分の所得割額から減税する予定です。

●定額減税の実施方法

定額減税は、寄附金税額控除(ふるさと納税)、住宅ローン控除などの他の税額控除をすべて反映した後の所得割額から減税します。(均等割額及び森林環境税額からは減税しません。)

適用された定額減税額については、納税通知書4ページ(口座振替の方、又は年金天引きのみの方は3ページ)をご確認ください。(記載箇所は、下の図をご参照ください。)

県民税	年税額(円)	(A)に係る充当額(円)	給与特別徴収税額(円)	年金特別徴収税額(円)	普通徴収既課税額(円)	差引普通徴収税額(円)

減税控除済額 市民税 ○○円 県民税 △△円 控除外額 □□円

なお、具体的な減額方法は、裏面の例をご覧ください。

●その他留意事項

- ・減税しきれなかった場合は、差額分の調整給付金を支給する予定です。詳細が決まり次第、市ホームページ等で担当部署からお知らせする予定です。
- ・「ふるさと納税の特例控除額の控除限度額」や「年金からの特別徴収の翌年度仮徴収税額(令和7年4月、6月、8月)」の算定基礎となる令和6年度分の所得割額は定額減税前の所得割額で計算を行うため、定額減税による影響はありません。

※調整給付金や低所得者支援給付金については、内閣官房ホームページ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html> などをご覧ください。

※所得税に係る定額減税については、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm> をご覧ください。

【お問い合わせ先】 八潮市役所 電話 048-996-2111 (代表)
住民税に関すること 市民税課 市民税係 内線 206・291

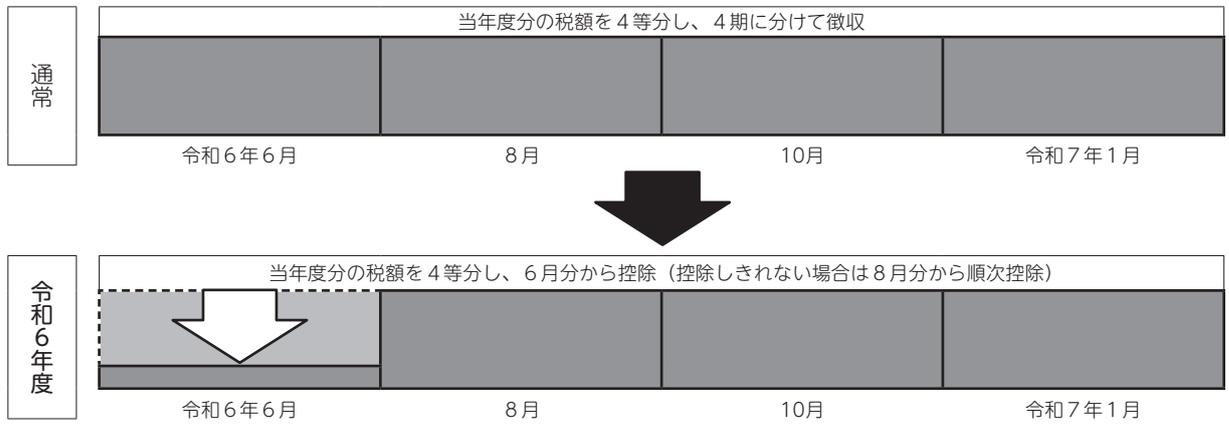
徴収方法による定額減税の実施例

市民税・県民税の納付方法により、実施方法が異なります。具体的には以下のとおりです。

普通徴収（納付書や口座振替等）の方

(例1)

第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除します。

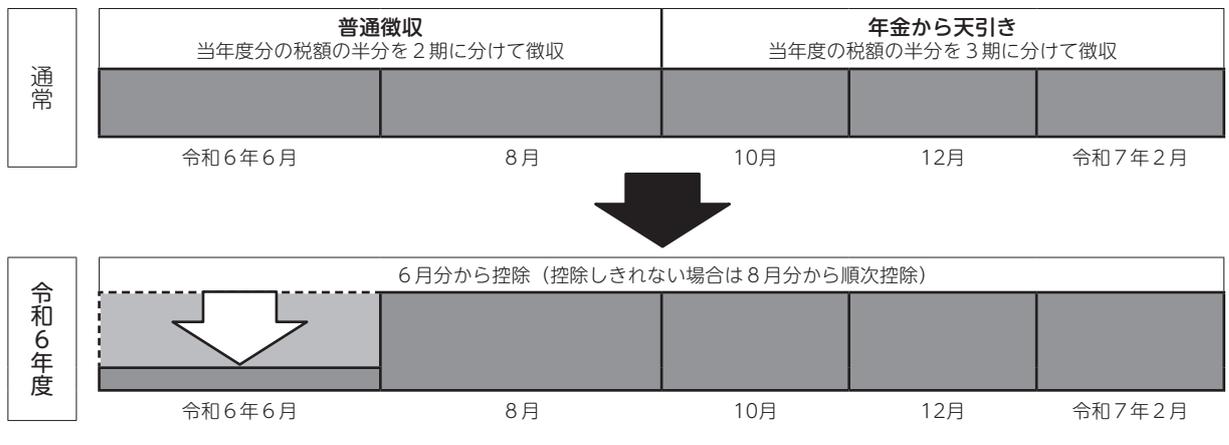


公的年金等の所得に係る特別徴収（年金天引き）の方

<年金天引き初年度の方>

(例2)

令和6年度から年金天引きが開始される方は、第1期分（令和6年6月分）から控除し、控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除します。



<年金天引き2年目以降の方>

(例3)

前年度から引き続き年金天引きされる方は、令和6年10月支払分の年金より天引きされる税額から控除し、控除しきれない場合は、12月支払分以降の税額から順次控除します。

